

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添1のとおり</u></p>	<p>別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添2のとおり</u></p> <p><u>附 則（平成27年12月21日西設相制第10108号）</u> <u>この改正規定は、平成27年12月21日から実施します。</u></p>

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
255-4	端末系事業者	中継事業者及び当社等	当社
265-3	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	当社

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
A 1	当社	端末系事業者	-	
A 1	当社	携帯・自動車電話事業者	-	

別添 2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
248-28	端末系事業者	中継事業者	当社
255-4	端末系事業者	中継事業者	当社
		中継事業者及び当社等	
265-3	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社
		中継事業者及び当社等	
479-19	端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者

番号	第 2 表 (参考)	第 3 表	第 4 表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 4	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者) 及び端末系事業者	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	発側から 2 社目の中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
A 1	当社	端末系事業者	-	
A 1	当社	携帯・自動車電話事業者	-	
D 4	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者) 及び端末系事業者 (発信事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	発側から 2 社目の中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。